

薬食発第0421001号
平成18年4月21日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特 別 区 区 長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省医薬食品局長

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成18年政令第176号）（別添1）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第114号）（別添2）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出しているので申し添える。

記

第1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

- 1 次に掲げる物を毒物から劇物に指定し直したこと。
 - （1）三塩化チタン及びこれを含有する製剤
- 2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。
 - （1）三・六・九ートリアザウンデカン――・――ジアミン及びこれを含有する製剤
 - （2）ニートーブチル――五―メチルフェノール及びこれを含有する製剤
 - （3）ヘキサカン――・六―ジアミン及びこれを含有する製剤
- 3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。
 - （1）――（三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ〔一・五―a〕ピリジン――ニール）――五―〔メチル（プロプ―ニ―イン―――イル）アミノ〕――H―ピラゾール――四―カルボニトリル（別名ピラクロニル）及びこれを含有する製剤
 - （2）四―シアノー三・五―ジフルオロフェニル＝四―ペンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤

- (3) 二・六ージフルオロー四ー（五ープロピルピリミジノーニール）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (4) ニーメトキシエチル＝（R S）ーニー（四ーtーブチルフェニル）ーニーシアノー三ーオキソー三ー（ニートリフルオロメチルフェニル）プロパノアート（別名シフルメトフェン）及びこれを含有する製剤

4 施行期日

平成18年5月1日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 経過措置等

劇物に指定された第1の1に掲げるものについては、平成18年5月1日（施行日）現在において存し、かつ、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合も含む。）規定による「医薬用外毒物」の表示がなされているものについては、その表示がなされているかぎり、法第12条第1項の規定は適用されないこととしたこと。

また、新たに劇物に指定された第1の2に掲げるものについては、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、平成18年5月1日（施行日）現在、その製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成18年7月31日までは、法第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用されず、また、現に存する物については、平成18年7月31日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合も含む。）及び第2項の規定は適用されないこととしたこと。

これらの者に対しては速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うことを指導すること。また、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条、第15条、第15条の2、第16条等の経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外したこと。
- (1) ーー（三ークロロー四・五・六・セーテトラヒドロピラゾロ[一・五ーa]ピリジノーニール）ー五ー[メチル（プロブーニール）ーニール]アミノ]ーーHーピラゾールー四ーカルボニトリル（別名ピラクロニル）及びこれを含有する製剤
- (2) ニーメトキシエチル＝（R S）ーニー（四ーtーブチルフェニル）ーニーシアノー三ーオキソー三ー（ニートリフルオロメチルフェニル）プロパノアート（別名シフルメトフェン）及びこれを含有する製剤

2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添3及び別添4に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添5のとおりであること。